

平成23年12月  
警察庁交通局

## 「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成23年11月11日から同年12月10日までの間、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」及び「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、8件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」及び「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

### 1 意見を募集した命令等の題名

- (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第411号）
- (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年内閣府令第70号）

### 2 命令等の案を公示した日

平成23年11月11日

### 3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約をした上で掲載いたします（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

### 4 参考

頂いた御意見の総数	8件
（内訳）	
電子メール	8件
F A X	0件
郵 送	0件

**「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について**

**1 道路交通法施行令の一部を改正する政令案について**

**(1) 運転経歴証明書の交付を申請することができる期間の変更**

この項目に対して、

申請することができる期間が1月から5年に延長されることにより、高齢者が運転経歴証明書の交付を受けられる機会が増えると思う過去に運転免許の申請取消しを受けた後、運転経歴証明書の交付を受けていなかった者についても、新しい運転経歴証明書の再交付を受けられるようにすべき

といった御意見がありました。

平成24年4月1日に本政令が施行された時点で、運転経歴証明書の交付を申請することができる期間が5年に延長されるので、過去に運転免許(以下「免許」という。)の申請取消しを受け、その時点から1月を経過してしまった方についても、申請取消しから5年以内であれば、新しい運転経歴証明書の交付を受けることが可能です。

**(2) 運転免許等に関する手数料に係る規定の改正**

この項目に対する御意見はありませんでした。

**2 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案について**

**(1) 運転経歴証明書に関する規定の整備**

この項目に対して、

運転経歴証明書を定期的に更新させる制度にすべき  
施行前の運転経歴証明書の交付を受けている者についても、新しい運転経歴証明書の再交付を受けられるようにすべき

といった御意見がありました。

また、今回の改正の内容に対する御意見ではありませんが、  
運転経歴証明書も運転免許証の様にICカード化すべき  
といった御意見がありました。

運転経歴証明書制度は、免許の申請取消しを受けた方について、都道府県公安委員会が、本人の申請により、過去に免許を保有していた事実及びその内容を証明する書類を交付するものです。そのため、運転経歴証明書の交付を受けた方に対して、定期的な更新を義務付けることは、その方に対して不相当に過度な負担を課すこととなり、適切でないと考えております。

また、既に運転経歴証明書の交付を受けている方については、当該運転経歴証明書と引き換えに新しい運転経歴証明書の再交付を受けられることとする経過措置を設けることとしています。

なお、運転経歴証明書のＩＣカード化については、今後、様々な御意見や御要望等を踏まえ、その必要性について検討をしてみたいと考えております。

**(2) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備に関する規定の整備**

この項目に対する御意見はありませんでした。